

# 飯能市清流保全実施計画

(第6次清流保全実施計画)

令和8年3月

## 【目 次】

|                  |    |
|------------------|----|
| 第1章 実施計画の概要      | 1  |
| 1 実施計画策定の趣旨      | 1  |
| 2 実施計画の性格        | 1  |
| 3 実施計画の期間        | 1  |
| 4 実施計画の対象区域      | 2  |
| 第2章 清流保全の基本方針    | 6  |
| 1 水質の保全          | 6  |
| 2 協力及び支援         | 6  |
| 第3章 区域の概要        | 7  |
| 1 土地利用の状況        | 7  |
| 2 河川の状況          | 8  |
| 3 人口の状況          | 9  |
| 第4章 排水処理の状況      | 12 |
| 1 処理施設の整備状況      | 12 |
| 2 生活排水の処理状況      | 13 |
| 3 事業所排水の処理状況     | 14 |
| 第5章 河川の水質状況      | 15 |
| 1 環境基準値の類型指定     | 15 |
| 2 水質の状況          | 16 |
| 第6章 水質保全の目標値     | 22 |
| 第7章 清流保全の施策      | 23 |
| 1 水質汚濁の防止対策      | 23 |
| 2 その他の清流保全対策     | 25 |
| 第8章 実施計画の推進      | 28 |
| 飯能市清流保全実施計画の体系   | 29 |
| 資料編              |    |
| 飯能市環境保全条例（抄）     | 30 |
| 飯能市環境保全条例施行規則（抄） | 31 |
| 飯能市清流保全区域の告示     | 32 |
| 環境基準             | 33 |
| 用語の解説            | 35 |

# 飯能市清流保全実施計画

## 第1章 実施計画の概要

### 1 実施計画策定の趣旨

飯能市環境保全条例（平成8年条例第4号）第19条第1項の規定に基づき「将来にわたって公共用水域の水質を保全することが特に重要な区域」として平成17年1月1日に原市場・名栗清流保全区域を指定した。

本計画から、市内を流れる国土保全上又は国民経済上特に重要な水系として一級河川に指定されている入間川、高麗川、成木川を統一的に生活排水処理対策を推進するため、入間川、高麗川及び成木川を飯能市清流保全区域を指定したものである。

清流保全区域は、豊かな自然環境に恵まれた本市の中でも、一級河川の上流域に位置する。そのため、水道資源の確保、下流域までの清流を保全するための生活排水処理の計画を策定するものである。その目的は、「森林文化都市」の理念のもと自然と都市とが調和するまちの創造をめざし、市民が健康で文化的な生活を営む上において、施策の総合的な推進を図り、多くの人を魅了する良好な水環境を保全することにある。

### 2 実施計画の性格

ここに定める実施計画は、本市の上水道水源を継続して良好な状態を確保するとともに当該流域の清流を保全するため、飯能市生活排水処理基本計画（以下「生活排水処理基本計画」という。）に基づき、行政、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、一体となって清流保全の活動を展開していくものとする。

### 3 実施計画の期間

この実施計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として定めるものとし、その後についても見直しを行い、継続して計画していくものとする。

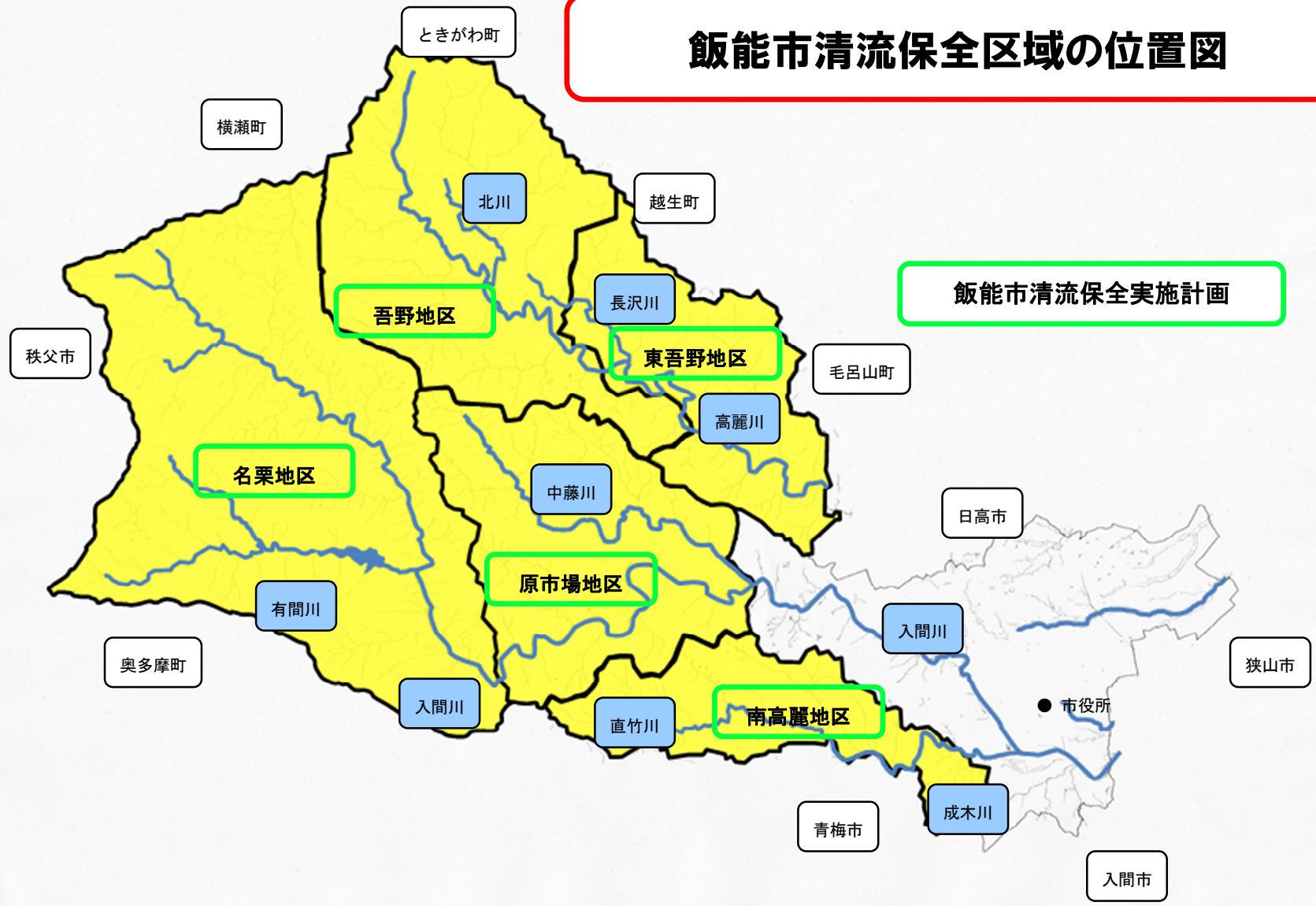
なお、実施計画の進行管理に当たっては、その実施効果を適時評価するとともに、環境や社会情勢の変化により対応が必要な場合には、計画期間の途中年度においても改善等の措置を講じるものとする。

#### 4 実施計画の対象区域

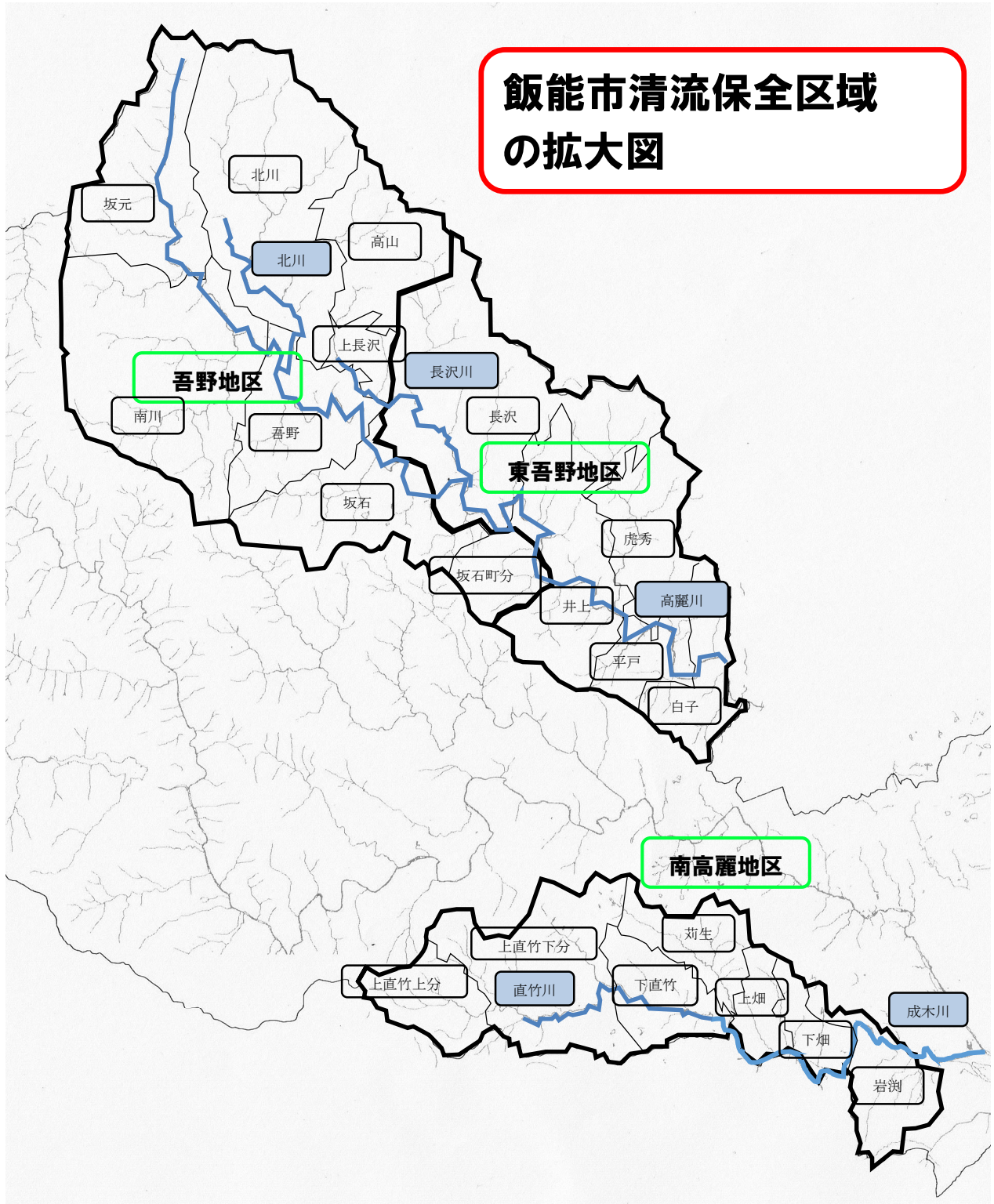
本計画は、清流保全区域に指定した大字岩淵・下畑・上畑・苅生・下直竹・上直竹下分・上直竹上分の南高麗地区（全域）、大字坂石町分・坂石・吾野・上長沢・高山・北川・坂元・南川の吾野地区（全域）、大字白子・平戸・虎秀・井上・長沢の東吾野地区（全域）、大字原市場・下赤工・上赤工・赤沢・唐竹・中藤下郷・中藤中郷・中藤上郷・南の原市場地区（全域）と、大字上名栗・下名栗の名栗地区（全域）を対象区域とする。

# 飯能市清流保全区域の位置図

飯能市清流保全実施計画

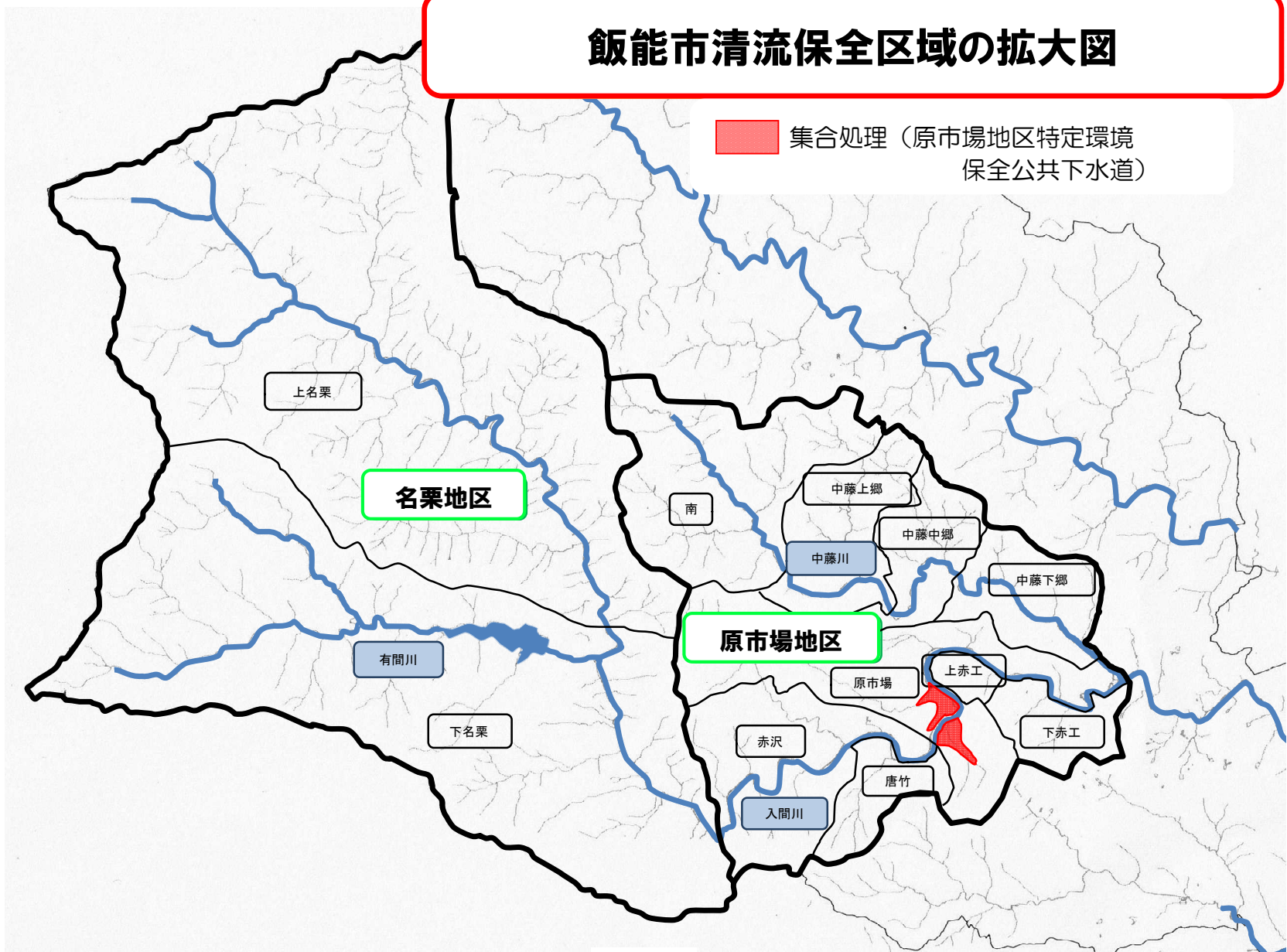


# 飯能市清流保全区域 の拡大図



# 飯能市清流保全区域の拡大図

集合処理（原市場地区特定環境  
保全公共下水道）



## 第2章 清流保全の基本方針

### 1 水質の保全

清流保全区域の入間川、高麗川及び成木川の水質はきれいな状態を保っているものの依然として水質汚濁の進行も懸念される。

本市の魅力は、水と緑に恵まれた豊かな自然環境と調和した住環境にあり、清流保全はその基調をなすものである。また、一級河川の上流域として、水質保全はますます重要となっている。今後も、多くの人を魅了する親水性の高い交流スポットとしての良好な河川を重視し、また、水資源としての重要性を踏まえ、自然環境の重要な要素である水質保全を念頭に置き、諸施策を実施するものとする。

これらの観点から、清流保全の基本方針は、環境要素である水質に着目し、水質保全の目標を定め、その実現に向けて、一般家庭に対する合併処理浄化槽設置補助金制度等の保全施策及び普及啓発等を計画的かつ体系的に推進する。特に生活排水及び事業所排水による水質の汚濁防止を当面の課題として位置付け、排水処理施設の整備推進、河川への負荷低減のための支援、地域住民及び事業者の意識啓発を行うものとする。

### 2 協力及び支援

施策の実施にあたっては、地域住民及び事業者の積極的な協力を得つつ、一体的な取組のもとに推進するとともに、必要に応じ、埼玉県をはじめとする関係行政機関に対しても支援を求めるものとする。

## 第3章 区域の概要

### 1 土地利用の状況

#### (ア) 南高麗地区

南高麗地区は、成木川の上流部に位置し、東京都青梅市に隣接している。南高麗地区は、岩淵・下畑・上畑・苅生・下直竹・上直竹下分・上直竹上分の大字で構成され、面積は全体で 1,487ha となっている。縄文時代の住居遺跡が点在し、江戸時代より本地域を支えた主要産業の一つである石灰焼事業では、成木川の支流にあたる直竹川の水で消石灰を作り、江戸城天守閣造営等に寄与するなど、豊かな歴史と生活文化が現存している。

当該地域人口は、他の山間地域と同様にこれまで減少傾向にあったが、平成 28 年度より移住者支援制度である“農ある暮らし”「飯能住まい制度」を開始し、社会増加に伴い人口推移は近年横ばい状態となっている。

#### (イ) 吾野・東吾野地区

吾野・東吾野地区は、高麗川の最上流部に位置し、日高市、毛呂山町、越生町、ときがわ町、横瀬町に隣接している。山々が連なる豊かな自然環境の中に、史跡など歴史的建造物といった地域資源も多く、登山やハイキングなどで多くの観光客が訪れる地域である。吾野地区は、坂石町分・坂石・吾野・上長沢・高山・北川・坂元・南川の大字で構成されている。東吾野地区は、白子・平戸・虎秀・井上・長沢の大字で構成されている。面積は、吾野地区は 3,457ha、東吾野地区が 2,000ha であり、全体で 5,457ha となっている。秩父往還道の宿場町として、江戸時代には参詣者や絹商人、西川材の取引人たちが行き交い、交通の要所として栄えた。こうした歴史的背景もあり、主要河川である高麗川又はその支流に沿って可住地が集中して存在している。

当該地域人口は、昭和 40 年代の都市化に伴い、当時増加傾向が見られたが、現在は減少傾向がみられる。

#### (ウ) 原市場・名栗地区

原市場・名栗地区は、入間川の最上流部に位置し、秩父市、横瀬町、東京都青梅市及び奥多摩町に隣接している。緑深い山々が連なる山紫水明な山間地域で県立奥武蔵自然公園にもなっている。原市場地区は、原市場・下赤工・上赤工・赤沢・唐竹・中藤下郷・中藤中郷・中藤上郷・南の大字で構成されている。名栗地区は、上

名栗・下名栗の大字で構成されている。面積は、原市場地区が 2,985ha、名栗地区は 5,852ha であり、全体で 8,837ha となっている。

このような環境にあるため、可住地のほとんどは河川に沿った土地に集中して存在している。かつて、地場産業としての林業経営が安定していた時代には人口の伸びもゆるやかで、従来の集落形態を維持していた。

その後、首都圏近郊にみられた宅地開発の波に合わせて地域での住宅建設が急増し、地域人口は集落形態に変化をみせながら際立った伸びを示していた時期もあったが、平成 13 年をピークに減少に転じ、平成 17 年に旧名栗村との合併により一時的に増加したものの、その後は再びゆるやかな減少に転じている。

## 2 河川の状況

### (ア) 入間川

原市場・名栗地区において骨格となる河川は、入間川、中藤川及び有間川である。入間川は、名栗地区先の大持山（標高 1,294m）に源を発し、本市内を流下し川越市内で荒川に合流する蛇行性の一級河川である。通常、飯能河原から上流は「名栗川」の愛称で呼ばれ、河岸段丘、河岸林が連続している。また、大きな淵は少なく、比較的緩やかな瀬が続き、場所によって玉砂利の中州や河原を構成するなど、上流域特有の変化に富んだ溪谷美を醸し出している。

起点から小岩井取水堰までの河川延長は約 21.5 km で、中藤川、有間川、炭谷川及び湯の沢川を支流とするほか、妻沢、蕨入及び湯基入等の小さな沢が流入している。

中藤川が合流する下流側には小岩井取水堰が設けられており、市民生活と事業活動に欠かせない水道水を安定的に供給するため、日量約 19,000m<sup>3</sup> の河川水を取水している。

また、小岩井取水堰下の小瀬戸利水基準点で常時流量を観測しており、流量の推移は次表のとおりである。昭和 61 年に治水（洪水調整）と利水（上水道、農業用水等）を目的とした有間ダムが開始されたことから、以後、季節により決められた入間川の流量を確保するよう利水基準点の観測データをもとに有間ダムから放流し、水量の安定を図っている。なお、令和 6 年の年間平均流量は 3.27m<sup>3</sup>/s となっている。

## ■小瀬戸利水基準点流量

単位 (m<sup>3</sup>/s)

|       | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 1月平均  | 1.37 | 1.04 | 0.74 | 0.04 | 0.55 |
| 2月平均  | 0.92 | 1.08 | 0.65 | 0.06 | 0.72 |
| 3月平均  | 0.99 | 1.56 | 0.22 | 0.36 | 1.54 |
| 4月平均  | 4.51 | 1.20 | 2.98 | 0.39 | 1.63 |
| 5月平均  | 2.76 | 1.46 | 2.92 | 1.56 | 3.23 |
| 6月平均  | 5.47 | 3.51 | 5.22 | 7.15 | 6.64 |
| 7月平均  | 9.01 | 7.83 | 3.94 | 1.86 | 2.19 |
| 8月平均  | 2.72 | 4.71 | 0.93 | 3.76 | 6.71 |
| 9月平均  | 7.24 | 5.80 | 3.56 | 5.16 | 7.94 |
| 10月平均 | 6.42 | 2.26 | 1.27 | 1.73 | 4.98 |
| 11月平均 | 1.72 | 1.25 | 0.53 | 0.90 | 2.18 |
| 12月平均 | 1.11 | 1.12 | 0.26 | 0.53 | 0.90 |
| 年間平均  | 3.69 | 2.73 | 1.94 | 1.96 | 3.27 |

### (イ) 高麗川

本市とときがわ町の境界にある刈場坂峠付近に源を発した高麗川は、吾野・東吾野地区を中心に本市の山地や日高市の丘陵地、台地を流下し、坂戸市内で越辺川に合流する一級河川である。その河川延長は全体で約 39km、流域面積約 95km<sup>2</sup> を有し、同じく一級河川である北川や長沢川のほか、途中久通川や虎秀川などの河川が流入している。吾野地区の山地部の河川沿いは河岸段丘が発達し、緑と清流の美しい自然景観を映し出している。また、山間地を流れてきた河川は東吾野地区に向かい複雑な地層の中を何度も曲がりくねって流れ、穏やかな水辺を作り出している。

### (ウ) 成木川

成木川は東京都青梅市の位置する黒山に源を発し、南高麗地区を流れる直竹川を支流に持ち、飯能市落合地内の加治橋上流で入間川に合流する一級河川である。その河川延長は飯能市内で約 5km、流域面積約 16km<sup>2</sup> を有し、東京都内からも黒沢川、北小木曾川などの河川が流入している。

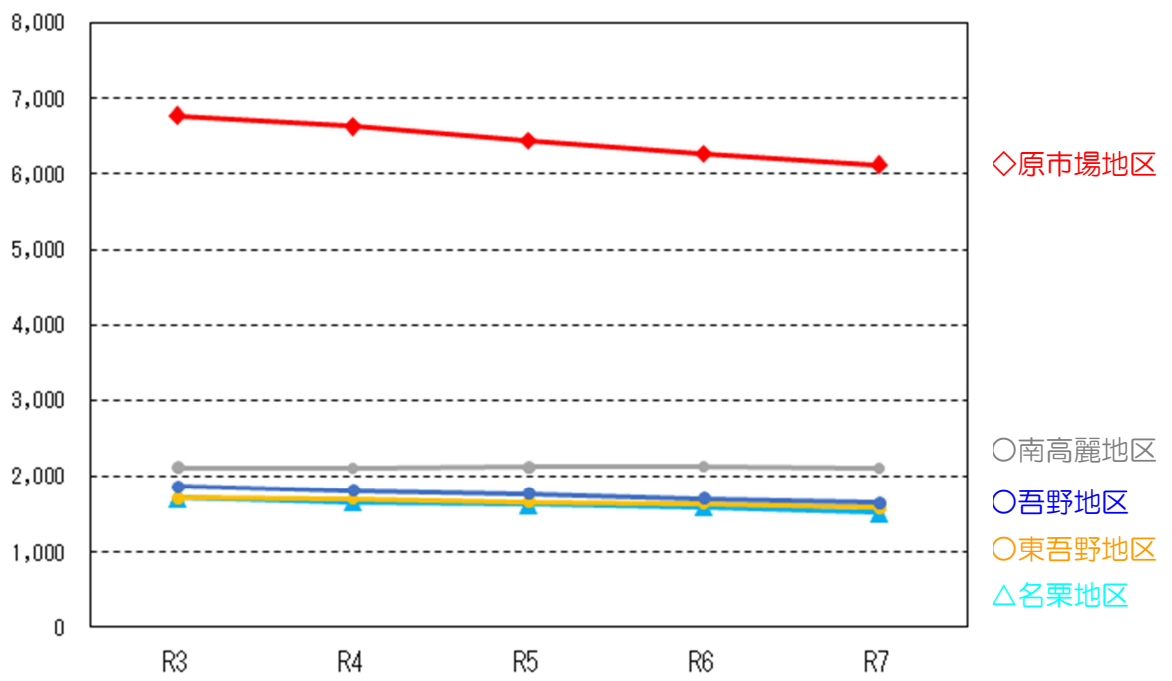
## 3 人口の状況

清流保全区域内の人口は、令和7年1月1日現在 12,986 人 (6,502 世帯) であり、地区ごとの内訳は、南高麗地区 2,107 人 (946 世帯)、吾野地区 1,652 人 (902 世帯)、東吾野地区 1,583 人 (791 世帯)、原市場地区 6,125 人 (3,044 世帯)、名栗地区 1,519 人 (819 世帯) である。平成 12 年をピークにその後は減少傾向を示している。飯能市全体の人口は、77,963 人であり、区域の人口は市全体の 16.7%にあたる。

また、大字別にみても全地区で減少傾向にある。各地区とも河川に沿って住宅が存在し、平坦な土地では小規模な住宅開発が行われ、まとまりをもった集落の形成が見受けられるところもある。

■人口の推移（各年1月1日現在 住民基本台帳人口）

|          | 令和3年    | 令和4年    | 令和5年    | 令和6年    | 令和7年    |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 岩 漕      | 944     | 951     | 960     | 939     | 924     |
| 下 畑      | 281     | 291     | 296     | 297     | 297     |
| 上 畑      | 247     | 247     | 266     | 293     | 285     |
| 苅 生      | 123     | 122     | 113     | 111     | 106     |
| 下直竹      | 312     | 293     | 288     | 299     | 305     |
| 上直竹下分    | 151     | 144     | 143     | 137     | 133     |
| 上直竹上分    | 59      | 63      | 59      | 57      | 57      |
| (南高麗地区計) | (2,117) | (2,111) | (2,125) | (2,133) | (2,107) |
| 坂石町分     | 386     | 374     | 364     | 346     | 334     |
| 坂 石      | 379     | 371     | 355     | 343     | 327     |
| 吾 野      | 274     | 262     | 258     | 253     | 253     |
| 上長沢      | 11      | 10      | 8       | 6       | 6       |
| 高 山      | 10      | 10      | 10      | 10      | 10      |
| 北 川      | 247     | 245     | 247     | 243     | 230     |
| 坂 元      | 117     | 119     | 112     | 105     | 98      |
| 南 川      | 438     | 420     | 415     | 401     | 394     |
| (吾野地区計)  | (1,862) | (1,811) | (1,769) | (1,707) | (1,652) |
| 白 子      | 302     | 302     | 303     | 302     | 297     |
| 平 戸      | 436     | 426     | 419     | 415     | 401     |
| 虎 秀      | 230     | 229     | 229     | 224     | 217     |
| 井 上      | 395     | 397     | 386     | 376     | 366     |
| 長 沢      | 351     | 344     | 325     | 316     | 302     |
| (東吾野地区計) | (1,714) | (1,698) | (1,662) | (1,633) | (1,583) |
| 原 市 場    | 1,577   | 1,540   | 1,487   | 1,443   | 1,411   |
| 下 赤 工    | 1,076   | 1,057   | 1,037   | 1,037   | 1,002   |
| 上 赤 工    | 583     | 586     | 565     | 541     | 536     |
| 赤 沢      | 1,058   | 1,013   | 997     | 957     | 942     |
| 唐 竹      | 854     | 845     | 811     | 798     | 766     |
| 中藤下郷     | 898     | 885     | 848     | 813     | 814     |
| 中藤中郷     | 415     | 397     | 398     | 388     | 375     |
| 中藤上郷     | 220     | 218     | 216     | 213     | 201     |
| 南        | 96      | 91      | 86      | 83      | 78      |
| (原市場地区計) | (6,777) | (6,632) | (6,445) | (6,273) | (6,125) |
| 下 名 栗    | 778     | 748     | 721     | 712     | 673     |
| 上 名 栗    | 935     | 910     | 904     | 877     | 846     |
| (名栗地区)   | (1,713) | (1,658) | (1,625) | (1,589) | (1,519) |
| 合 計      | 14,183  | 13,910  | 13,626  | 13,335  | 12,986  |



## 第4章 排水処理の状況

### 1 処理施設の整備状況

飯能市大字原市場及び赤沢の一部地域については、昭和63年度に原市場地区特定環境保全公共下水道事業（以下「特環下水道」という。）の認可を受けて処理場や管きょの建設に着手し、計画していた下水道施設の整備を平成14年度に完了した。

特環下水道の事業計画区域外では、単独処理浄化槽や汲取り便槽などから合併処理浄化槽への転換を促進しており、清流保全区域における合併処理浄化槽の設置割合は約71%となっている。

#### ■原市場地区特定環境保全公共下水道事業の概要

|               |                             |               |
|---------------|-----------------------------|---------------|
| 処理場           | 飯能市原市場浄化センター<br>(大字原市場字宮の脇) |               |
| 供用開始          | 平成4年4月                      |               |
| 処理面積          | 27ha                        |               |
| 処理能力          | 372 m <sup>3</sup> /日       |               |
| 排除方法          | 分流式                         |               |
| 処理方法          | 回分式活性汚泥法                    |               |
| 放流水質（令和7年度平均） | BOD 1.4 mg/ℓ                | SS 1.0 mg以下/ℓ |
| 放流先           | 妻沢川                         |               |

## 2 生活排水の処理状況

令和7年3月31日現在の清流保全区域における生活排水の処理状況については、次のとおりである。

このことから、約24%を占める未処理の生活排水が、水路または側溝等を経て、河川等に放流されている状況にある。

### ■生活排水処理率（令和7年3月31日現在）

| 処理方法                | 世帯    | 割合(%) |
|---------------------|-------|-------|
| 特環下水道               | 329   | 5     |
| 合併処理浄化槽             | 4,609 | 71    |
| 単独処理浄化槽・<br>汲取り・その他 | 1,541 | 24    |
| 計                   | 6,479 | 100   |

#### 内訳（南高麗地区）

| 処理方法                | 世帯  | 割合(%) |
|---------------------|-----|-------|
| 合併処理浄化槽             | 637 | 67    |
| 単独処理浄化槽・<br>汲取り・その他 | 314 | 33    |
| 計                   | 951 | 100   |

#### 内訳（吾野地区）

| 処理方法                | 世帯  | 割合(%) |
|---------------------|-----|-------|
| 合併処理浄化槽             | 654 | 74    |
| 単独処理浄化槽・<br>汲取り・その他 | 233 | 26    |
| 計                   | 887 | 100   |

#### 内訳（東吾野地区）

| 処理方法                | 世帯  | 割合(%) |
|---------------------|-----|-------|
| 合併処理浄化槽             | 555 | 71    |
| 単独処理浄化槽・<br>汲取り・その他 | 230 | 29    |
| 計                   | 785 | 100   |

#### 内訳（原市場地区）

| 処理方法                | 世帯    | 割合（％） |
|---------------------|-------|-------|
| 特環下水道               | 329   | 11    |
| 合併処理浄化槽             | 2,083 | 69    |
| 単独処理浄化槽・<br>汲取り・その他 | 626   | 20    |
| 計                   | 3,038 | 100   |

#### 内訳（名栗地区）

| 処理方法                | 世帯  | 割合（％） |
|---------------------|-----|-------|
| 合併処理浄化槽             | 680 | 83    |
| 単独処理浄化槽・<br>汲取り・その他 | 138 | 17    |
| 計                   | 818 | 100   |

### 3 事業所排水の処理状況

清流保全区域における事業所は、ほとんどが水質汚濁防止法の排水基準の適用外となる規模の事業所である。埼玉県と連携をとり、特定事業所に対し立入指導を実施する他、水質汚濁防止法等の排水規制の対象外の小規模な事業所に対しても、適宜指導等を実施し、適切な排水処理を促進する。

## 第5章 河川の水質状況

### 1 環境基準の類型指定

水質汚濁に係る環境基準としては、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」に分けて設定されている。人の健康の保護に関する環境基準は現在、カドミウム、全シアン等の27項目について基準値が設定されており、全公共用水域に一律に適用され、ただちに達成され、維持されるように努めるものとされている。

一方、生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）等の項目について、基準値が具体的に示されている。

環境基準は許容限度または受認限度という性格のものとしてではなく、より積極的に維持されることが望ましい基準とし、行政上の政策目標として位置づけられているものである。

入間川、高麗川、成木川の生活環境に関する基準は、次のとおりとなっている。

#### ■ A類型

| 水素イオン濃度<br>(pH) | 生物化学的酸素<br>要求量 (BOD) | 浮遊物質<br>量 (SS) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数*               |
|-----------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|
| 6.5 以上 8.5 以下   | 2mg/ℓ以下              | 25mg/ℓ以下       | 7.5mg/ℓ以上     | 1,000MPN/<br>100mℓ以下 |

(水質汚濁に係る環境基準)

|                    |
|--------------------|
| 大腸菌数*              |
| 300CFU/<br>100mℓ以下 |

※ 環境省より令和4年度からよりの確にふん便汚染を捉えることができる指標として、大腸菌群数から大腸菌数に見直されました。

A類型とは、水利用の目的から指定されているもので、次のような内容をいう。

水産では……………ヤマメ、イワナなどが生息できるもの

水道用では……………沈殿・ろ過など通常の浄水操作を行うもの

## 2 水質の状況

清流保全区域では成木川の「清川橋下」の1箇所、高麗川の「坂石橋下」、「東吾野橋下」の2箇所、入間川の「中郷橋下」、「弁天河原」、「開運橋下」、「上赤沢バス折返し場下」及び中藤川の「一ノ瀬橋下」の5箇所、合計8箇所で生活環境項目に関して継続的に水質調査を実施している。下記に示すとおり、大腸菌群数、大腸菌数を除き、いずれも環境基準値を十分に満足しており、水質は良好である。この状況は、経年的に見ても大きな変化は見られない。

また、全調査地点の数値を比較しても各項目とも際立った変化はなく、入間川下流の「小岩井取水堰下」、高麗川下流の「東吾野橋下」においても、各河川上流の「中郷橋下」、「坂石橋下」とほぼ同じ水質を維持している。

各調査地点の水質状況（年間平均値）は、次のとおりである。なお、BOD（mg/ℓ）の測定結果は、BOD75%値を記載するものとする。

### ■中郷橋下（入間川）

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| pH                   | 8.0   | 8.1   | 8.0   | 7.8   | 7.6   |
| BOD (mg/ℓ)           | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   |
| SS (mg/ℓ)            | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1     |
| DO (mg/ℓ)            | 10.4  | 10.7  | 10.7  | 10.8  | 10.6  |
| 大腸菌群数<br>(MPN/100mℓ) | 570   | 700   | —     | —     | —     |
| 大腸菌数<br>(CFU/100mℓ)  | —     | —     | 58    | 43    | 50    |

### ■弁天河原（入間川）

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| pH                   | 7.9   | 8.1   | 8.1   | 7.9   | 7.5   |
| BOD (mg/ℓ)           | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   |
| SS (mg/ℓ)            | 3.0   | 2.0   | 1.0   | 1.0   | 3.0   |
| DO (mg/ℓ)            | 10.3  | 10.9  | 11.0  | 10.6  | 10.6  |
| 大腸菌群数<br>(MPN/100mℓ) | 1,200 | 1,000 | —     | —     | —     |
| 大腸菌数<br>(CFU/100mℓ)  | —     | —     | 48    | 51    | 35    |

■開運橋下（入間川）

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| pH                   | 8.1   | 8.4   | 8.3   | 8.0   | 7.6   |
| BOD (mg/ℓ)           | 0.5   | 0.5   | 0.6   | 0.5   | 0.5   |
| SS (mg/ℓ)            | 4.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   |
| DO (mg/ℓ)            | 10.4  | 11.0  | 11.1  | 10.7  | 10.5  |
| 大腸菌群数<br>(MPN/100mℓ) | 700   | 600   | —     | —     | —     |
| 大腸菌数<br>(CFU/100mℓ)  | —     | —     | 31    | 48    | 45    |

■上赤沢バス折返し場下（入間川）

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| pH                   | 8.1   | 8.3   | 8.2   | 7.9   | 7.6   |
| BOD (mg/ℓ)           | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   |
| SS (mg/ℓ)            | 4.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   |
| DO (mg/ℓ)            | 10.3  | 10.7  | 10.8  | 10.7  | 10.4  |
| 大腸菌群数<br>(MPN/100mℓ) | 1,000 | 4,600 | —     | —     | —     |
| 大腸菌数<br>(CFU/100mℓ)  | —     | —     | 48    | 117   | 93    |

■一ノ瀬橋下（中藤川）

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| pH                   | 8.0   | 8.2   | 8.1   | 8.0   | 7.7   |
| BOD (mg/ℓ)           | 0.5   | 0.5   | 0.6   | 0.5   | 0.5   |
| SS (mg/ℓ)            | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 2.0   |
| DO (mg/ℓ)            | 10.5  | 10.8  | 10.8  | 10.8  | 10.7  |
| 大腸菌群数<br>(MPN/100mℓ) | 1,600 | 2,300 | —     | —     | —     |
| 大腸菌数<br>(CFU/100mℓ)  | —     | —     | 96    | 261   | 245   |

■小岩井取水堰下（入間川）

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| pH                   | 8.1   | 8.3   | 8.1   | 7.9   | 7.7   |
| BOD (mg/ℓ)           | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   |
| SS (mg/ℓ)            | 3.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   |
| DO (mg/ℓ)            | 10.6  | 10.8  | 10.8  | 10.6  | 10.6  |
| 大腸菌群数<br>(MPN/100mℓ) | 2,100 | 1,300 | —     | —     | —     |
| 大腸菌数<br>(CFU/100mℓ)  | —     | —     | 74    | 123   | 69    |

■坂石橋下（高麗川）

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| pH                   | 8.0   | 8.2   | 8.2   | 7.9   | 7.8   |
| BOD (mg/ℓ)           | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   |
| SS (mg/ℓ)            | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   |
| DO (mg/ℓ)            | 10.6  | 10.9  | 10.8  | 10.6  | 10.9  |
| 大腸菌群数<br>(MPN/100mℓ) | 700   | 900   | —     | —     | —     |
| 大腸菌数<br>(CFU/100mℓ)  | —     | —     | 91    | 95    | 94    |

■東吾野橋下（高麗川）

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| pH                   | 8.1   | 8.2   | 8.3   | 8.0   | 7.8   |
| BOD (mg/ℓ)           | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   | 0.5   |
| SS (mg/ℓ)            | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   |
| DO (mg/ℓ)            | 10.8  | 11.2  | 11.2  | 10.6  | 10.9  |
| 大腸菌群数<br>(MPN/100mℓ) | 2,000 | 2,000 | —     | —     | —     |
| 大腸菌数<br>(CFU/100mℓ)  | —     | —     | 44    | 113   | 72    |

■清川橋下（成木川）

|                      | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| pH                   | 8.2   | 8.3   | 8.2   | 8.0   | 7.8   |
| BOD (mg/ℓ)           | 0.5   | 0.5   | 0.7   | 0.5   | 0.5   |
| SS (mg/ℓ)            | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 1.0   | 2.0   |
| DO (mg/ℓ)            | 10.7  | 11.2  | 10.9  | 10.8  | 10.6  |
| 大腸菌群数<br>(MPN/100mℓ) | 2,700 | 3,100 | —     | —     | —     |
| 大腸菌数<br>(CFU/100mℓ)  | —     | —     | 649   | 187   | 170   |

以上は、一般的に用いられている理化学的な水質調査による水質状況であるが、河川における底生生物の生息状況から水質の状況を判断する生物学的調査も併せて実施している。

この方法は、一度の調査で日常の平均的な水質状況を知ることができ、理化学的な水質調査と相互に補うものである。

調査結果は、清水性を表す指標生物が多様に生息しており、出現種数等における経年変化もほぼ横ばいで推移している。水質階級はきれいな水域（Os）と判定されている。

底生生物調査結果は、次のとおりである。

■底生生物調査結果（令和6年度）

|            | 優占種法      | バック-津田法 | Kolkwits 法 | 汚濁指数法     | 総合判定          |
|------------|-----------|---------|------------|-----------|---------------|
| 中郷橋下       | $\beta m$ | Os      | Os         | Os        | Os            |
| 弁天河原下      | $\beta m$ | Os      | Os         | Os        | Os            |
| 上赤沢バス折返し場下 | $\beta m$ | Os      | Os         | Os        | Os            |
| 小岩井取水堰下    | $\beta m$ | Os      | Os         | Os        | Os            |
| 東吾野橋下      | 不明        | Os      | Os         | Os        | Os            |
| 清川橋下       | $\beta m$ | Os      | Os         | $\beta m$ | Os- $\beta m$ |

【生物学的な水質階級】

Os（貧腐水性水域）：清冽な水域

$\alpha m$ （ $\alpha$ -中腐水性水域）：かなりきたない水域

$\beta m$ （ $\beta$ -中腐水性水域）：ややきたない水域

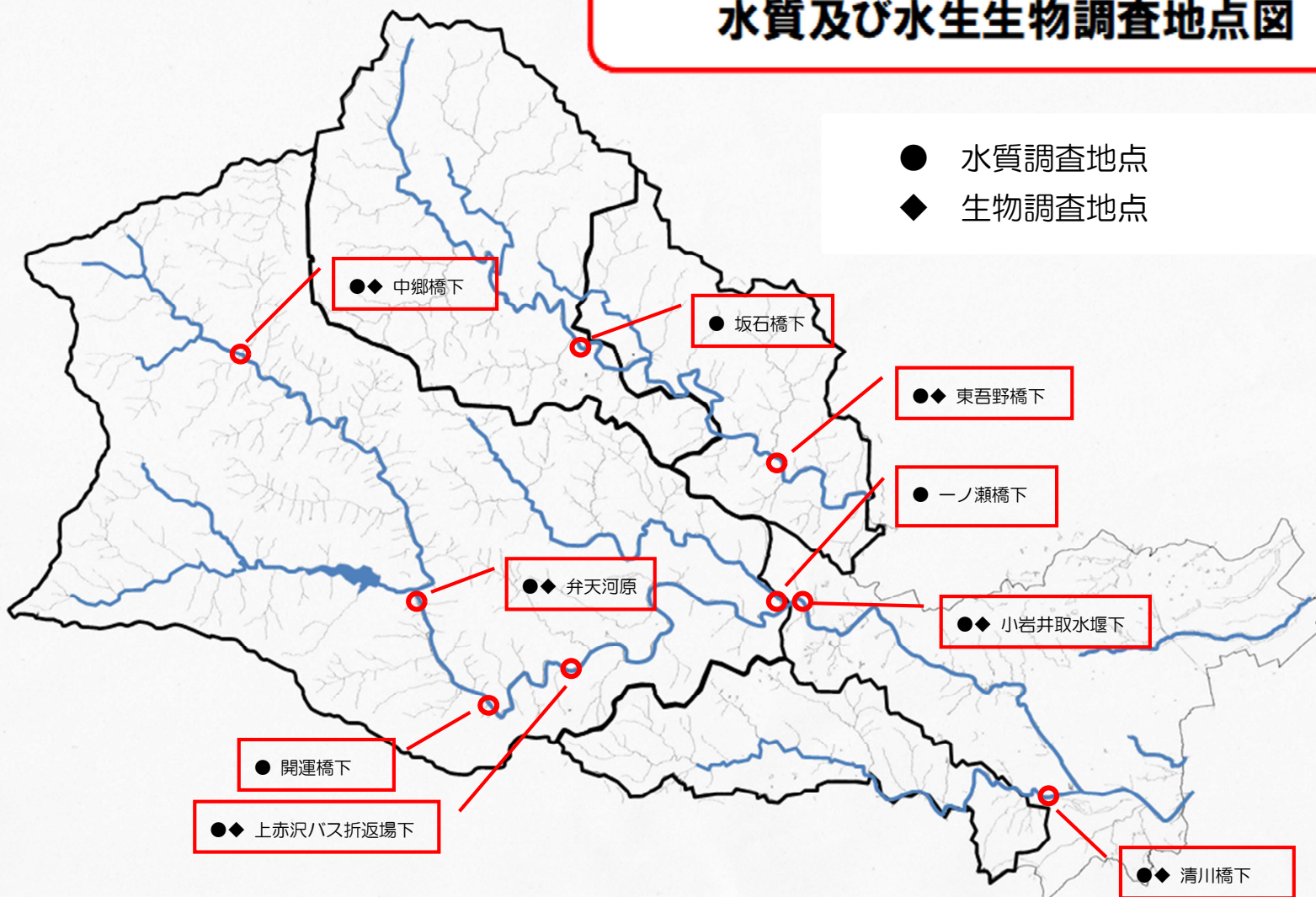
Ps（強腐水性水域）：極めてきたない水域

| 生物学的<br>水質階級               | 主な指標生物                        |                       |                                |
|----------------------------|-------------------------------|-----------------------|--------------------------------|
|                            | 底生生物                          | 魚類                    | 付着藻類                           |
| O <sub>s</sub><br>(きれいな水)  | ヒラタカゲロウ類、<br>カワゲラ類、<br>サワガニ   | イワナ、ヤマメ、<br>アブラハヤ、カジカ | 石に茶色の藻<br>(ケイ藻類)が付着            |
| β <sub>m</sub><br>(少し汚れた水) | コカゲロウ類、<br>コガタシマトビケラ、<br>シジミ類 | ウグイ、ヨシノボリ、<br>シマドジョウ  | 石に緑色の藻<br>(緑藻類)が付着             |
| α <sub>m</sub><br>(汚い水)    | ミズムシ、<br>ヒメタニシ、<br>シマイシビル     | フナ類、コイ、<br>オイカワ、ドジョウ  |                                |
| P <sub>s</sub><br>(大変汚い水)  | イトミミズ、<br>サカマキガイ、<br>ホシチョウバエ  | 普通はいない                | 石に白いフワフワ<br>したもの(細菌類な<br>ど)が付着 |

さらに水が汚れると、目で見える生物はいなくなる。

# 飯能市清流保全区域内の 水質及び水生生物調査地点図

- 水質調査地点
- ◆ 生物調査地点



## 第6章 水質保全の目標値

河川の汚濁は生活排水が主な原因となっている。このことにより特環下水道整備区域は下水道への接続、合併処理浄化槽整備区域は合併処理浄化槽の設置の推進を図り、一級河川的环境基準である「A類型」を目標値とする。

目標値は、この現状の水質を最低限のものとして維持するものとする。

また、令和4年4月より、環境基本法に基づく水質汚濁にかかる環境基準のうち、生活環境保全に関する環境基準の項目だった大腸菌群数については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である大腸菌数に見直された。引き続きふん便汚染に対し、合併処理浄化槽の普及、及び適正な維持管理を促進することにより低減を図っていくものとする。

### ■水質汚濁に係る環境基準（A類型）

| 水素イオン濃度<br>(pH) | 生物化学的酸素<br>要求量 (BOD) | 浮遊物質<br>量 (SS) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌数               |
|-----------------|----------------------|----------------|---------------|--------------------|
| 6.5 以上 8.5 以下   | 2 mg/ℓ以下             | 25 mg/ℓ以下      | 7.5 mg/ℓ以上    | 300CFU/<br>100ml以下 |

## 第7章 清流保全の施策

清流保全のための具体的な施策については、生活排水及び事業所排水による水質汚濁の防止を実施するものとし、実施計画の期間内に次の事項について施策を実施するものとする。

### 1 水質汚濁の防止対策

清流保全区域における生活排水等の大部分は最終的に入間川及び高麗川に流入している現状から見て、水質汚濁の進行を防止するためにはこれらの排水対策を強力に進める必要がある。そのため、生活排水処理基本計画に基づき、特環下水道整備区域は下水道への接続、区域以外の地区は合併処理浄化槽の設置を推進するものとする。

#### (ア) 汚水処理施設の整備及び維持管理

##### ①集合処理施設の維持管理

生活排水処理基本計画において大字原市場及び赤沢の一部地域は特環下水道により整備されている。施設の老朽化が進んでいるが、適正に維持管理することで処理機能を維持していく。なお、特環下水道の施設や地区の状況を鑑み、施設の更新を検討する。

本計画期間中においては、概ね次の業務を実施する。

担当課 下水道課

| 施策名         | 内容   |
|-------------|--|
| 集合処理施設の維持管理 | ・原市場浄化センターの維持管理の実施<br>・マンホールポンプ場の維持管理の実施<br>・管きよの維持管理の実施 |

## ②個別処理施設の整備と維持管理

本計画区域内において、生活排水処理基本計画では、特環下水道区域を除き、合併処理浄化槽整備区域とした。

本市では、公共下水道の事業計画区域以外での合併処理浄化槽の設置に対して「飯能市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱」に基づき、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する場合には補助金を交付している。さらに清流保全区域では上乗せ補助金制度を設け、合併処理浄化槽設置の推進を図っていくものとする。また、合併処理浄化槽の処理水を放流できない場所においては、市で定める技術基準を満たす「地下浸透装置」の設置を推進し、高度処理型合併処理浄化槽設置の普及促進を図っていくこととする。

生活排水による河川等の水質保全是、合併処理浄化槽の適正な管理が必要であり、その機能を発揮するには、保守点検、清掃及び法定検査を定期的に受けることが浄化槽法においても義務付けられている。本市では、合併処理浄化槽の維持管理組織として「飯能市合併処理浄化槽組合」が設立され、設置者に代わり維持管理補助金の申請等の手続きを行い、大多数の合併処理浄化槽が適正な維持管理を実施している。今後も組合との緊密な連携を図り浄化槽の維持管理の重要性をPRしていくこととする。

担当課 環境緑水課

| 施 策 名          | 内 容  |
|----------------|--|
| 個別処理施設の整備と維持管理 | <ul style="list-style-type: none"><li>・合併処理浄化槽設置の推進</li><li>・浄化槽の維持管理の徹底</li><li>・飯能市合併処理浄化槽組合への加入促進</li><li>・合併処理浄化槽設置補助金の見直し研究</li><li>・合併処理浄化槽維持管理補助金の見直し研究</li><li>・処理水の放流できない場所における高度処理型合併処理浄化槽での地下浸透装置の設置推進</li><li>・処理水放流不可能な狭小地などにおける高度処理型合併処理浄化槽の地下浸透方式に関する技術研究</li></ul> |

### (イ) 家庭での排水対策の推進

台所、洗濯、風呂等の生活雑排水は、生活排水の約70%という高い汚濁負荷量を占めており、水質の汚濁防止には前述の処理施設の整備と同様にこの対策が重要である。家庭での排水対策は、工夫を心がけることにより、負荷量の2～3割は減少すると言われている。毎日の地道な活動を生活習慣として定着を図り、実践活動を推進するものとする。

担当課 環境緑水課

| 施策名         | 内容  |
|-------------|---|
| 家庭での排水対策の推進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・調理くず等の適正な処理の推進</li><li>・洗剤の適量使用の推進</li><li>・残り湯の洗濯などへの利用の促進</li><li>・簡易沈殿槽の適正管理の推進</li></ul> |

### (ウ) 事業所排水処理の指導強化

水質汚濁防止法等の排水規制の対象外の小規模な事業所に対して、定期的な指導等を実施し、適切な排水処理を促進する。

担当課 環境緑水課

| 施策名          | 内容   |
|--------------|--|
| 事業所排水処理の指導強化 | <ul style="list-style-type: none"><li>・事業所排水の監視強化</li><li>・定期的な立ち入り指導</li><li>・排水基準の周知徹底</li></ul> |

## 2 その他の清流保全対策

### (ア) 清流保全の意識啓発

日常生活や事業活動の排水が川に及ぼす影響等についての研修会や体験学習の機会を設け、清流保全に対する意識の高揚を図る。飯能の水道について一緒に学び考えることを目的として、飯能市水道サポーター事業を実施している。小岩井浄水場や有間ダムの見学を行うことで清流保全の啓発にも繋げている。

担当課 下水道課、水道工務課、水道業務課  
観光・エコツーリズム課、環境緑水課

| 施策名       | 内容   |
|-----------|--|
| 清流保全の意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質調査、生物調査の実施</li> <li>・清流保全に関するパンフレット等の作成配布</li> <li>・研修会、施設見学会の実施(終末処理場、浄水場等)</li> <li>・エコツーリズムとの連携</li> <li>・水道サポーター事業の実施</li> <li>・市民や来訪者に対する河川利用の意識啓発</li> </ul> |

(イ) 清流保全活動の推進

清流保全の効果的な活動を進めるため、地域住民等による推進体制の充実を図り、地域ぐるみの活動を促進する。

担当課 環境緑水課

| 施策名       | 内容   |
|-----------|--|
| 清流保全活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川浄化団体への支援</li> <li>・市民清掃デーの活動支援</li> <li>・水質保全推進員の育成及び連携</li> </ul> |

(ウ) ごみの不法投棄防止

河川等へのごみの不法投棄については、地域住民の協力やパトロール等を行い、監視体制を強化する。また、川遊び等、河川を利用する方へのごみの持ち帰りを促進する。

担当課 クリーンセンター、観光・エコツーリズム課  
環境緑水課

| 施策名       | 内容  |
|-----------|---|
| ごみの不法投棄防止 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・立て看板の設置</li> <li>・重点地域の巡回</li> <li>・ごみの持ち帰りの促進</li> </ul> |

### (工) 河岸緑地の保全

河川と一体をなす河岸の緑地については、極力保全する方向で検討する。

担当課 都市計画課、環境緑水課

| 施策名     | 内容   |
|---------|--|
| 河岸緑地の保全 | <ul style="list-style-type: none"><li>・開発指導要綱による河岸緑地保全に関する指導</li><li>・景観緑地指定等の研究</li></ul> |

### (才) 河川の自浄作用・水源かん養機能の維持・増進

河川の持つ自然な自浄作用を促進するため、当該作用の発揮条件や、近年の気候変動、河川水量の変化に伴う当該作用への影響を研究する。また、森林の持つ水源かん養機能を高い状態とするため、適切な森林整備を進めるとともに、立地条件に応じて針広混交林化を進める。

担当課 森林づくり課、環境緑水課

| 施策名                       | 内容   |
|---------------------------|--|
| 河川の自浄作用・<br>水源かん養機能の維持・増進 | <ul style="list-style-type: none"><li>・気候変動、河川水量の変化に伴う河川の自浄作用への影響の研究</li><li>・森林整備の促進</li><li>・針広混交林化の促進</li></ul> |

### (力) 関係機関との連携強化

本市は入間川の水源地にあたり最上流域としての役割を果たすとともに下流域との連携を強化し、一体的な取り組みに努めるとともに、埼玉県等の関係機関に対しても必要な要請を行う。

担当課 環境緑水課

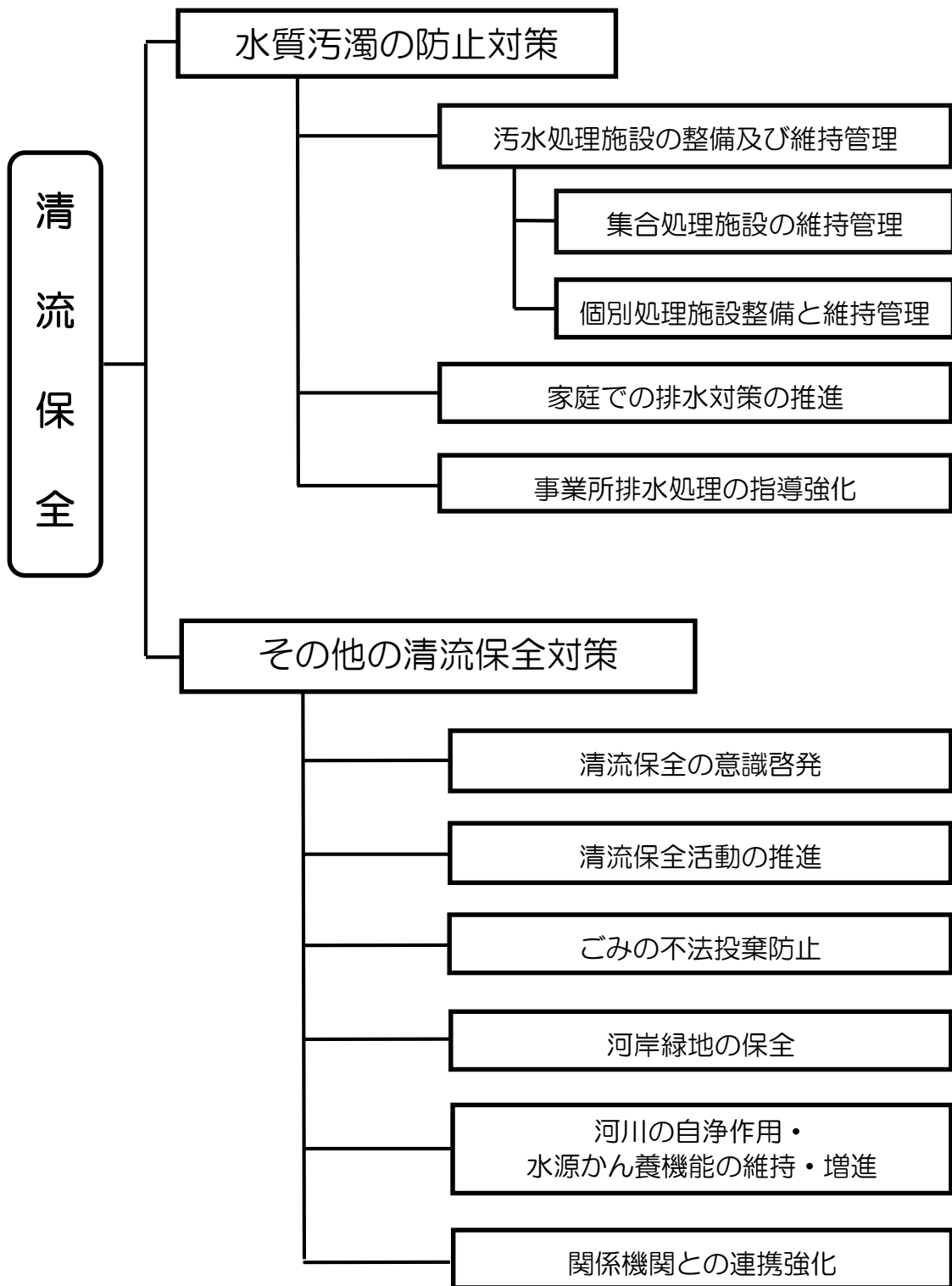
| 施策名        | 内容   |
|------------|--|
| 関係機関との連携強化 | <ul style="list-style-type: none"><li>・清流保全イベントの共同開催</li><li>・関係機関等との情報共有</li><li>・国、県等に対する公的助成制度の要望</li></ul> |

## 第8章 実施計画の推進

実施計画を総合的な対策として有機的に推進するため、適宜、事業計画について調整を図るとともに、その事業実績についても取りまとめ、進行状況及び効果等を把握する。また、実施計画の達成状況等の公表に努め、市民参加を促進する。

- ・ 確実な財源の確保
- ・ 効率的な事業の選択
- ・ 処理施設計画の公表
- ・ 水質データの公表

# 飯能市清流保全実施計画体系



## 飯能市環境保全条例（抄）

平成8年3月29日

条例第4号

### （清流保全区域の指定）

- 第19条 市長は、将来にわたって公共用水域の水質を保全することが特に重要な区域を、清流保全区域として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ飯能市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、清流保全区域を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、清流保全区域の変更又は解除について準用する。

### （清流保全実施計画）

- 第20条 市長は、清流保全区域を指定したときは、当該区域内における実施すべき施策に関する計画（以下「清流保全実施計画」という。）を定めなければならない。
- 2 市長は、清流保全実施計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

# 飯能市環境保全条例施行規則（抄）

平成8年6月5日

規則第31号

（清流保全区域の告示）

第13条 条例第19条第3項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- （1） 保全区域の指定年月日
- （2） 保全区域の名称
- （3） 保全区域
- （4） 保全区域図

2 条例第19条第4項において準用する条例第19条第3項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- （1） 保全区域の変更又は解除の年月日
- （2） 保全区域の名称
- （3） 保全区域
- （4） 保全区域図

（実施計画）

第14条 条例第20条第1項の清流保全実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

- （1） 基本方針
- （2） 生活系排水対策に関すること。
- （3） 事業系排水対策に関すること。
- （4） 水環境の保全に関すること。
- （5） その他清流保全に関すること。

飯能市告示第 〇〇 号

飯能市環境保全条例第19条第1項の規定に基づき南高麗地区、吾野地区、東吾野地区、原市場地区、名栗地区を清流保全区域として、下記のとおり指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和8年〇月〇日

飯能市長 新井重治

記

- |              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| 1 保全区域の指定年月日 | 令和8年〇月〇日                          |
| 2 保全区域の名称    | 飯能市清流保全区域                         |
| 3 保全区域       | 南高麗地区、吾野地区、東吾野地区、<br>原市場地区、名栗地区全域 |
| 4 保全区域図      | 別紙のとおり                            |

## 環境基準

### ■生活環境に関する環境基準

(ア)

| 類型 | 利用目的の適用性     | 基準値                         |                  |                 |             |                   |
|----|--------------|-----------------------------|------------------|-----------------|-------------|-------------------|
|    |              | 水素イオン濃度 (pH)                | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 浮遊物質 (SS)       | 溶存酸素量 (DO)  | 大腸菌数              |
| AA | 水道1級・自然環境保全  | 6.5 以上<br>8.5 以下            | 1mg/l 以下         | 25mg/l 以下       | 7.5 mg/l 以下 | 20CFU/100ml 以下    |
| A  | 水道2級・水産1級・水浴 | 6.5 以上<br>8.5 以下            | 2mg/l 以下         | 25mg/l 以下       | 7.5 mg/l 以下 | 300CFU/100ml 以下   |
| B  | 水道3級・水産2級    | 6.5 以上<br>8.5 以下            | 3mg/l 以下         | 25mg/l 以下       | 5mg/l 以下    | 1,000CFU/100ml 以下 |
| C  | 水道3級・工業用水1級  | 6.5 以上<br>8.5 以下            | 5mg/l 以下         | 50mg/l 以下       | 5mg/l 以下    | -                 |
| D  | 工業用水2級・農業用水  | 6.0 以上<br>8.5 以下            | 8mg/l 以下         | 100mg/l 以下      | 2mg/l 以下    | -                 |
| E  | 工業用水3級・環境保全  | 6.0 以上<br>8.5 以下            | 10mg/l 以下        | ごみ等の浮遊が認められないこと | 2mg/l 以下    | -                 |
| 1  | 自然環境保全       | ： 自然探勝等の環境保全                |                  |                 |             |                   |
| 2  | 水道 1 級       | ： ろ過等による簡易な浄水操作             |                  |                 |             |                   |
|    | 水道 2 級       | ： 沈殿ろ過等による通常の浄水操作           |                  |                 |             |                   |
|    | 水道 3 級       | ： 前処理等を伴う高度の浄水操作            |                  |                 |             |                   |
| 3  | 水産 1 級       | ： ヤマメ、イワナ等の水産生物用            |                  |                 |             |                   |
|    | 水産 2 級       | ： サケ科魚類、アユ等の水産生物用           |                  |                 |             |                   |
|    | 水産 3 級       | ： コイ、フナ等の水産生物用              |                  |                 |             |                   |
| 4  | 工業用水 1 級     | ： 沈殿等による通常の浄水操作             |                  |                 |             |                   |
|    | 工業用水 2 級     | ： 薬品注入等による高度の浄水操作           |                  |                 |             |                   |
|    | 工業用水 3 級     | ： 特殊の浄水操作                   |                  |                 |             |                   |
| 5  | 環境保全         | ： 国民の日常生活(沿岸の遊歩等)で不快を生じない限度 |                  |                 |             |                   |

(イ)

| 類型    | 水生生物の生息状況の適応性   | 基準値         |               |                      |
|-------|---|-------------|---------------|----------------------|
|       |   | 全亜鉛         | ノニルフェノール      | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 |
| 生物 A  | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                      | 0.03mg/l 以下 | 0.001mg/l 以下  | 0.03mg/l 以下          |
| 生物特 A | 生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域      | 0.03mg/l 以下 | 0.0006mg/l 以下 | 0.02mg/l 以下          |
| 生物 B  | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                         | 0.03mg/l 以下 | 0.002mg/l 以下  | 0.05mg/l 以下          |
| 生物特 B | 生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03mg/l 以下 | 0.002mg/l 以下  | 0.04mg/l 以下          |
| 備考    | 基準値は、年間平均値とする。(湖沼もこれに準じる)                                   |             |               |                      |

## 環境基準

### ■人の健康の保護に関する環境基準

| 項 目  | 基 準 値         | 項 目               | 基 準 値           |
|--|---------------|-------------------|-----------------|
| カドミウム                                      | 0.003mg/l 以下  | 1,1,2-トリクロロエタン    | 0.006mg/l 以下    |
| 全シアン                                       | 検出されないこと      | トリクロロエチレン         | 0.01<br>mg/l 以下 |
| 鉛  | 0.01mg/l 以下   | テトラクロロエチレン        | 0.01mg/l 以下     |
| 六価クロム                                      | 0.05mg/l 以下   | 1,3-ジクロロプロペン      | 0.002mg/l 以下    |
| 砒素   | 0.01mg/l 以下   | チウラム              | 0.006mg/l 以下    |
| 総水銀  | 0.0005mg/l 以下 | シマジン              | 0.003mg/l 以下    |
| アルキル水銀                                     | 検出されないこと      | チオベンカルブ           | 0.02mg/l 以下     |
| PCB  | 検出されないこと      | ベンゼン              | 0.01mg/l 以下     |
| ジクロロメタン                                    | 0.02mg/l以下    | セレン               | 0.01mg/l 以下     |
| 四塩化炭素                                      | 0.002mg/l 以下  | 硝酸性窒素及び亜硝酸<br>性窒素 | 10mg/l 以下       |
| 1,2-ジクロロエタン                                | 0.004mg/l 以下  | ふっ素               | 0.8mg/l 以下      |
| 1,1-ジクロロエチレン                               | 0.1mg/l以下     | ほう素               | 1mg/l 以下        |
| シス-1,2-ジクロロエチレン                            | 0.04mg/l 以下   | 1,4-ジオキサン         | 0.05mg/l 以下     |
| 1,1,1-トリクロロエタン                             | 1mg/l 以下      |                   |                 |
| 備 考  |               |                   |                 |
| 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 |               |                   |                 |
| 2 「検出されないこと」とは、その測定結果が定量限界を下回ることをいう。       |               |                   |                 |

## 【用語の解説】

### ○ 水素イオン濃度 (pH)

水の酸性あるいはアルカリ性の度合いを示すもので、pH7のときが中性でこれより高くなるとアルカリ性が強くなり、低くなると酸性が強くなる。一般的に河川の表流水は中性である。

### ○ 生物化学的酸素要求量 (BOD)

河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度のもとで好気性微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く汚れが多いことを示す。

### ○ 浮遊物質量 (SS)

粒径 2 mm以下で水に溶けない懸濁性の物質量をいう。水の濁りの原因となるもので、SSの多い水は透視度が小さくなる。川の正常な機能を維持するためには 25 mg/ℓ以下が望ましいとされている。

### ○ 溶存酸素量 (DO)

水中に溶け込んでいる酸素の量を指している。河川の上流等では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、汚濁が進行すると溶存酸素が不足して硫化水素、メタンガス、アンモニアなどが発生して不快臭を発生させる。

コイやフナなどの水産生物が生存するためには、少なくとも 5 mg/ℓ以上の溶存酸素量が必要とされている。

### ○ 大腸菌群数

大腸菌と大腸菌によく似た幾つかの属、種に含まれた菌の総称である。ふん便性大腸菌が、温血動物の腸管内に常駐している細菌で、排泄物中に大量に存在するが、それ自体は健康に有害ではない。しかし、大量に存在する場合は同時に病原菌が存在する可能性があるため病原菌の指標として用いられている。

測定は、検水を数段階に希釈して培養し、細菌の有無を調べ確立論的に算出する定量法で、単位は MPN (最確数) で表される。

## ○ 大腸菌数

大腸菌群のうち、人や動物の排泄物中に存在し、河川のふん便汚染のより直接的な指標として有用であるとされている。近年の測定技術の進歩により大腸菌群数から選択的に大腸菌数を測定できるようになり、令和4年4月1日から公共用水域の水質汚濁に係る環境基準の測定項目が大腸菌群数から大腸菌数へ見直された。

## ○ 生活排水

日常生活に伴って排出される水の総称で、し尿と台所、洗濯及び風呂などから出される排水（生活雑排水）をいう。

## ○ 合併処理浄化槽

浄化槽のうち、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽をいう。この浄化槽は、処理能力が高く（除去率90%以上）、短期間で設置できるうえ、処理水は公共下水道の終末処理施設（BOD20 mg/ℓ以下）と同等である。

## ○ 地下浸透装置

飯能市合併処理浄化槽設置指導要綱第6条第2項に規定する技術基準を満たすもので、高度処理型合併処理浄化槽の処理水を、均等に地下浸透させるための装置をいう。

## ○ 高度処理型合併処理浄化槽

窒素やリンを除去できる合併処理浄化槽をいう。地下浸透装置を設置できる高度処理型合併処理浄化槽は、BOD10mg/ℓ以下、全窒素10mg/ℓ以下の処理性能を有するものをいう。

## ○ 汚濁負荷量

河川水を汚濁する物質量をいい、主としてBOD（kg/日）、COD（kg/日）で表す。

飯能市清流保全実施計画

(第6次清流保全実施計画)

令和8年3月

発行・編集 飯能市 環境経済部 環境緑水課

〒357-8501

飯能市大字双柳 1-1

電話 (042) 973-2125 (直通)

FAX (042) 971-2393

E-MAIL [kankyo@city.hanno.lg.jp](mailto:kankyo@city.hanno.lg.jp)